

日整発第189号  
令和6年2月9日

都道府県柔道整復師会会長 様  
// 保険部長 様

公益社団法人日本柔道整復師会  
会 長 長 尾 淳 彦  
保険部長 山 崎 邦 生  
(公 印 省 略)

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

標記について、令和6年2月9日付けで都道府県知事及び地方厚生（支）局長あて通知した旨、厚生労働省保険局医療課から連絡があったのでお知らせします。

なお、今回の改正は令和6年12月2日に現行の健康保険証の発行が終了することになるに当たり、受領委任の施術所において、引き続き、患者の資格を確認するため、令和6年4月1日からはオンライン資格確認による療養費を受領する資格があることを確認することについて追加したこと。（別紙1）また、健康保険証の発行が終了する令和6年12月2日以降については、患者がオンライン資格確認により療養費を受領する資格があることの確認を求めた場合、オンライン資格確認により資格があることを確認することとした（義務化）こと（別紙2）となります。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、本件について会員への周知方よろしく願いいたします。

保発 0209 第 1 号

令和 6 年 2 月 9 日

都道府県知事  
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長  
（公印省略）

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号厚生労働省保険局長通知）について、令和 6 年 12 月 2 日に現行の健康保険証の発行が終了することに当たっては、受領委任の施術所において、引き続き、患者の資格情報のみを確認できるオンライン資格確認（※）の仕組み（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）を導入する必要があるため、その一部を別紙 1 及び 2 のとおり改正し、別紙 1 については令和 6 年 4 月 1 日、別紙 2 については同年 12 月 2 日からそれぞれ適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

（※）利用者証明用電子証明書による本人確認の上、保険者にオンライン資格確認等システムを通じて資格情報の照会を行い、資格情報の提供を受ける方法をいう。